

**青梅市融資資金利子補給条例の臨時特例に関する条例の一部  
を改正する条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

貸付利率等に関する特例措置の適用期間を1年間延長したいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市融資資金利子補給条例の臨時特例に関する条例の一部  
を改正する条例の一部を改正する条例**

青梅市融資資金利子補給条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。